

# 苫小牧工業高等専門学校学生準則

規則第4号

制 定	昭和39年4月20日
一部改正	昭和40年4月1日
一部改正	昭和43年4月1日
一部改正	昭和45年9月1日
一部改正	昭和51年4月1日
一部改正	平成4年4月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成25年2月12日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年2月23日
一部改正	平成31年2月28日
一部改正	令和2年1月22日

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この準則は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第46条の規定に基づき、本校学生として守るべき事項を定めるものとする。

## 第2章 誓約書及び学生証等

(誓約書等の提出)

**第2条** 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙第1号様式）及びその他本校が必要と認める書類を校長に提出しなければならない。

(学生証の交付)

**第3条** 学生は、入学時及び第4学年の年度始めに、本校から学生証の交付を受け、常時携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(学生証の返納)

**第4条** 学生は、学生証の有効期間が終了したとき、又は本校学生としての身分を失ったときは、校長に返納しなければならない。

(学生証の再交付)

**第5条** 学生は、学生証を紛失又は損傷したときは、学生証再交付願（別紙第2号様式）を校長に提出し、新たに学生証の交付を受けなければならない。

(変更届)

**第6条** 学生は、本章に規定する提出書類の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更届（別紙第3号様式）を校長に提出しなければならない。

### 第3章 欠席届，特別欠席願及び忌引届

（欠席届）

**第7条** 学生は、次の各号に掲げる理由により欠席するとき、又は欠席したときは、欠席届（別紙第4号様式又は別紙第4-2号様式）を校長に提出しなければならない。なお、疾病及び怪我による場合は、医師の診断書を添える又は別紙第4-2号様式を提出するものとする。

- 一 疾病及び怪我によって1週間以上欠席するとき。
- 二 その他本校が認めるとき。

（特別欠席願）

**第8条** 学生は、次の各号に掲げる理由により欠席するとき、又は欠席したときは、特別欠席願（別紙第5号様式又は別紙第5-2号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、学校感染症に罹患した場合は、医師の診断書を添える又は別紙第5-2号様式を提出するものとする。

- 一 自宅等が風水害等の災害を受けたことにより、登校が困難になったとき。
- 二 交通機関の事故等により、登校が困難になったとき。
- 三 学校感染症に罹患したとき。
- 四 慶弔等の行事に参列するとき。
- 五 就職及び編入学等の試験を受験するとき。
- 六 本校名を使用して校外団体の公的な行事に参加するとき。
- 七 その他本校が認めるとき。

（忌引届）

**第9条** 学生は、父母近親の喪に服するときは、忌引届（別紙第6号様式）を校長に提出しなければならない。

2 忌引の対象となる近親者の範囲及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、葬儀のため遠隔地に赴く場合は、往復日数を加えた日数とする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 一 父 母             | 7日 |
| 二 祖父母又は兄弟姉妹       | 3日 |
| 三 伯（叔）父，伯（叔）母又は甥姪 | 1日 |

### 第4章 学生会

（学生会）

**第10条** 本校に、学生会を置く。

（学生会の目的）

**第11条** 学生会は、学生の自主的な活動を通して、その人間形成を助長し、次の各号に掲

げる目標の達成に資することを目的とする。

- 一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養うこと。
- 二 健全な趣味と豊かな教養を養い、個性の伸長を図ること。
- 三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養うこと。
- 四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養うこと。
- 五 学校生活において、自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させること。

(学生会の構成)

**第12条** 学生会は、本校学生の全員をもって構成するものとする。

(学生会の活動)

- 第13条** 学生会活動を行うにあたっては、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵すことなく、かつ、本校学則及びその他本校の定める諸規則に違反してはならない。
- 2 学生会は、校外活動を行うにあたっては、校長の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
  - 3 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加盟することができる。

(学生会の規約)

- 第14条** 学生会は、規約を制定して校長の承認を得るものとする。規約の改正についても同様とする。
- 2 規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 名称、目的及び構成に関すること。
    - 二 役員の種類、人数、任務、任期及び選出方法に関すること。
    - 三 総会の機能及び権限に関すること。
    - 四 機関の名称、機能及び権限に関すること。
    - 五 クラブ又は同好会に関すること。
    - 六 顧問及び指導の教員に関すること。
    - 七 会費及び会計に関すること。
    - 八 規約の改正に関すること。

(事業計画の提出)

**第15条** 学生会は、事業計画を校長に提出しなければならない。

(学生会の指導)

**第16条** 副校長（学生主事）は、校長の命を受け、学生会の指導にあたるものとする。

## 第5章 団体結成

(団体結成)

**第17条** 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、その団体を指導する教員を定め、団体結成願（別紙第7号様式）に団体の規約及び会員名簿を添え校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、学生会に所属するクラブ及び同好会は、学生会を経て校長に提出しなければならない。

2 団体として活動できる有効期間は、校長がその団体結成を認めた日から翌年度の5月10日までとする。

3 団体を継続しようとするときは、有効期間満了の年度の5月1日までに第1項に掲げる手続を行わなければならない。

4 団体の活動が、その目的を逸脱した場合は、解散させられることがある。

（校外団体加入）

**第18条** 学生個人又は団体が、本校名を使用して校外団体に加入するときは、校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した書類を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 校外団体の活動が、その目的を逸脱した場合は、校長は前項の許可を取消すことがある。

## 第6章 校内外の活動等

（校内外の活動）

**第19条** 学生個人又は団体が、校内外において（校外においては、本校名を使用して）集会、行事の開催、校外団体の行事参加、文書等の配布、物品の販売、募金、署名及び調査等の行為をしようとするときは、所定の書式をもって原則として1週間以前に校長に願い出て許可を受けなければならない。

（掲示）

**第20条** 学生個人又は団体が、校内において新聞、ビラ、ポスター等（他から依頼を受けた掲示物を含む。）の掲示をしようとするときは、学生会の管理の下に行うものとする。

2 校外において、本校名を使用して前項の掲示をしようとするときは、事前に校長に願い出て許可を受けなければならない。

3 校内における掲示物は、本校の定めた場所以外には掲示することができない。

（活動の基本）

**第21条** 本章の行為は、本校学則及びその他本校の定める諸規則に違反してはならない。

## 第7章 施設及び設備の使用等

（施設及び設備の使用）

**第22条** 学生個人又は団体が、本校の施設及び設備を集会及び行事等のために使用しようとするときは、事前に施設・設備使用許可願（別紙第8号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められている施設及び設備については、この限りでない。

(注意義務)

**第23条** 施設及び設備の使用に際しては、それぞれの注意事項に従わなければならない。  
なお、使用者の故意又は不注意により、施設及び設備に損害を与えた場合は、弁償しなければならない。

## 第8章 防災安全等

(防災)

**第24条** 学生は、火災その他の災害の防止に常に注意しなければならない。

(災害の発見と処置)

**第25条** 学生は、災害又は事故の発生を知ったときは、直ちに臨機の処置をとるとともに、本校職員等に連絡し、その指示に従わなければならない。

(防災訓練への参加)

**第26条** 学生は、本校が行う防災訓練に参加しなければならない。

(健康管理)

**第27条** 学生は、本校が実施する健康診断等を受け、各自健康維持及び増進に留意しなければならない。

2 罹患又は怪我をしたときは、直ちに本校職員等に連絡し、その指示に従わなければならない。

(環境衛生)

**第28条** 学生は、校舎内及び周辺の清潔に努め、環境衛生の維持促進を図らなければならない。

2 日常使用している教室等については、特に清掃に努めなければならない。

## 第9章 証明書の交付

(証明書の交付)

**第29条** 学生は、在学証明書等の各種の証明書の交付を受けようとするときは、証明書交付願（別紙第9号様式）を校長に提出し、交付を受けるものとする。

## 第10章 専攻科学生への準用

(専攻科学生への準用)

**第30条** 第1条から第6条まで及び第17条から第29条までの規定は、専攻科学生にこれを準用する。

## 第11章 その他

(雑則)

**第31条** この準則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この準則は、昭和39年4月20日から施行する。

**附 則**

この準則は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、昭和45年9月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、平成25年2月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**

この準則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この準則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この準則は、令和2年4月1日から施行する。